

広島県告示第二百六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

令和八年三月五日

広島県知事 横 田 美 香

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
五二	東広島市西条町郷曾字笹ヶ峠八〇一番三の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第一号